



アクアエナジー 100

令和 8 年 11 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

アクアエナジー１００

１ 対象となるお客さま

この料金表〔アクアエナジー１００〕（以下「この料金表」といいます。）は、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、需給約款のスタンダードＳを契約し、その関東エリアの料金の適用を受け、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。ただし、同一の需要場所において、長期契約割引を契約するお客さまを除きます。

２ 電源構成比および非化石証書の使用状況

- (1) 当社は、アクアエナジー１００による電気の供給に先立ち、アクアエナジー１００により供給する電気が水力発電所により発電された電気で構成され、当該電気の供給に際してこれと同量の再生可能エネルギー指定の非ＦＩＴ非化石証書の使用が可能となるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および再生可能エネルギー指定の非ＦＩＴ非化石証書の使用比率を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および再生可能エネルギー指定の非ＦＩＴ非化石証書の使用比率を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率、再生可能エネルギー指定の非ＦＩＴ非化石証書の使用比率およびＣＯ２排出係数（調整後）を、原則として当社ホームページへの掲載などの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

３ 料金表の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この料金表を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の料金表〔アクアエナジー１００〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、

変更後の料金表〔アクアエナジー１００〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの料金表を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この料金表を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更にあたって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この料金表の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

4 契約の成立および契約期間

- (1) アクアエナジー１００は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、アクアエナジー１００が成立した日から、廃止または解約によりアクアエナジー１００が消滅する日までといたします。

ロ 当社がアクアエナジー１００を終了する場合の契約期間の終期は、イにかかわらず、アクアエナジー１００を終了する日といたします。

なお、この場合には、アクアエナジー１００を終了する６月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

ハ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

6 料 金

料金は、需給約款15（スタンダードプラン）(1)ハにかかわらず、(1)によって算定された基本料金、(2)によって算定された電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	667円06銭
契約電流15アンペア	1,000円60銭
契約電流20アンペア	1,334円12銭
契約電流30アンペア	2,001円18銭
契約電流40アンペア	2,668円24銭
契約電流50アンペア	3,335円30銭
契約電流60アンペア	4,002円36銭

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	23円71銭
上記をこえる1キロワット時につき	30円45銭

7 アクアエナジー１００の消滅

- (1) お客さまがアクアエナジー１００を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合および契約種別を変更される場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

- (2) アクアエナジー１００は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または契約種別を変更される場合は、電気の需給契約が消滅した日または変更後の契約種別の料金適用開始の日にアクアエナジー１００が消滅したものといたします。

- (3) 当社は、次の場合には、アクアエナジー１００を解約することがあります。

イ 需給約款33（解約等）(1)に準ずる場合

ロ お客さまがスタンダードSとして電気の供給を受ける需要の電気の需給契約を廃止され、もしくは契約種別を変更される場合または需給約款33（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合

8 そ の 他

- (1) 当社は、需給約款21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、需給約款の定めを準用するものとし、この料金表は、需給約款の定めに優先して適用いたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和 8 年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、需給約款20（料金の算定）および21（日割計算）ならびに 8（その他）(1)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。